

平成 22 年 3 月 19 日

**「税理士法改正に関する P T によるタタキ台」
に対する意見書**

全国青年税理士連盟

目 次

税理士法改正に向けての基本的考え方	2
-------------------	---

意見の内容

1. 使命条項に係る意見	4
--------------	---

2. 「タタキ台」に係る意見

(1) 電子申告等の送信業務	5
(2) 補助税理士制度のあり方	6
(3) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し	7
(4) 税理士の資格	8
(5) 実務修習制度の創設	10
(6) 受験資格要件の廃止	11
(7) 試験科目の整理	12
(8) 研修受講の義務化	13
(9) 税務支援のうち税務援助への従事義務	14
(10) 税理士証票の更新義務	15
(11) 税理士職業賠償責任保険への加入義務	16
(12) 財務大臣の総会決議取消権の廃止	17
(13) 通知弁護士等の公示等	18
(14) 財務書類の作成等	19
(15) 法第30条に基づく書面添付制度・意見聴取制度	20

3. その他の意見

補佐人制度に係る意見	21
------------	----

税理士法改正に向けての基本的考え方

税理士法は、昭和 26 年に制定されて以来、4 回（昭和 31 年・昭和 36 年・昭和 55 年・平成 13 年）の改正を経て今日に至る。しかしながら、制定当初から税理士法が抱えていた根本的な問題点については未だ解決されていない。

近時、我が業界を取り巻く環境は、規制改革の影響を受け、国民の利便性に資する職業団体であることが強く求められる最中、税務行政の合理化による影響などにより大きな変化が生じてきている。しかし、国民が税理士制度に求める要請は、申告納税制度のもと納税義務の適正な実現に際し、租税法令に定める課税要件を適切に判断し、納税者の権利を擁護する代理人としての存在であり、このことに異議をはさむ余地は生じないといえる。制度創設以来、納税者の代理人たる存在として国民から評価され、信頼を得てきた税理士制度が更に発展を遂げるためには、同様の社会的要請に応えていく必要がある。

このように考えるならば、法改正に向けての基本的な考え方は、現行法の不備欠陥を是正するとともに、国民が税理士制度に求める上記の要請を正しく理解し、より国民に「信頼と安心」を与える制度設計とすべきである。したがって税理士法上において、税務の専門家として納税者の権利を擁護するという税理士制度の基本的な要請を明確にし、より強固にするために、以下の点が特に重要な課題となる。

その第一は、使命の明確化である。税理士制度は国民のためにこそ存在する以上、法改正に当っては「真に国民のための税理士制度の確立」という理念がその根底に流れていなければならない。そして、その精神は、第 1 条使命条項に表されるべきである。また、新政権の下での平成 22 年度税制改正大綱（納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革）にあるように、納税者の権利について議論がなされており、今後、関連法等の整備・改革が進められていく状況にある。今こそ、納税者の権利を擁護する職業群は、唯一、我々であることを税理士法上に堂々と明記すべきである。

その第二は、信頼される資格取得制度の確立である。税理士制度は、租税という社会公共性の高いものを業務として扱うことにより、独占業務となっている。わが国では、税理士の資格を得るために難関とされる税理士試験制度を設けている。したがって、税理士試験に合格した者については、税理士業務を行ううえでの必要最低限の能力が備わっていると考えられる。ゆえに国民は、税理士資格を有している者を信頼し、安心して仕事の依頼を行うのである。国家資格の信頼性は、質的に保障された試験制度の存在により制度的に担保されているといえよう。

しかしながら、現在、税理士登録者のうち税理士試験に合格して登録した者は半分にも至らず、資格取得制度の不公平さの存在と相まって税理士試験受験者数の減少も生じてきている。特に公認会計士試験制度改正により、この傾向は顕著なものとなっている。よって、公認会計士に対する資格付与を継続することは、税理士試験制度自体を変質させる恐

れがあり、早急に見直しをすべきである。このような資格取得制度の現状を国民が深く認識すれば、結果として税理士制度の評価は下がり、国民の信頼を失うことになる。また、税務官公署出身者については、実質上、勤務年数のみで税理士資格を取得しており、著しく資質の検証を欠くものである。これは公務員特権としての資格付与であり、国民の理解を到底得られるものではない。よって早急に廃止すべきである。

その第三は、税務官公庁からの独立性の確保である。国民が税理士に求めるニーズのなかで、税務調査の立会いがある。なぜならば、税理士こそが納税者の権利を擁護する存在だからである。税務調査の現場においては、法解釈または事実認定において、納税者と課税庁の間で見解が分かれる場合があり、税理士は納税者の代理人として、税務の専門家としての判断を主張し、課税庁と対峙することとなる。

現行法においては、税理士に対する懲戒権等が課税庁にあり、税理士は税務官公庁から法的な束縛を強く受けている状況である。納税者の権利を擁護するという社会的要請に応じていくためには、税務官公庁からの法的な束縛を極力弱め、独立性を保つ必要がある。税理士は、強制入会制度の下、税理士会の指導監督を受けている。であるならば、懲戒権限等は、税理士会に移管することが真に国民のための税理士制度の発展に繋がることになる。

その第四は、代理権限の拡充・強化である。税理士制度の本質は、納税者の代理人制度であり、申告納税制度における納税者の正当な権利と利益を擁護することにある。しかしながら、現行法では、納税者の代理人たる存在としての法的地位が確立されているとはいえず、拡充・強化が必要である。ましてや、新政権においては、納税者の権利を擁護するための法整備が検討されている。よって、我が国における納税者の権利擁護に関する法整備については、国税通則法等と税理士法を形影相伴う一体の関係として法改正を行うべきである。

特に、税務調査については行政による裁量権が強く、トラブルの原因となっている。早急に国税通則法の改正を行うとともに、税務調査における税理士の法的地位を確立する必要がある。

以上の四点を税理士法改正に向けての基本的考え方として、貴会において取り纏められた「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」について慎重に検討を行った。

その検討の結果を表明し、より一層、国民に対して「信頼と安心」を与える税理士制度、我々税理士が将来に亘って誇りと希望を持つことのできる税理士制度へと発展することを希求し、ここに意見書を提出する。

意見の内容

1. 使命条項に係る意見

【意見】

- ・ 法第1条「使命」条項に納税者の権利擁護を明確化すべきである。

【理由】

税理士法改正におけるすべての項目について念頭に置くべきは、税理士の使命である。税理士は納税者の代理人として、憲法及び税法によって認められている納税者の正当な法的権利の擁護を通じて納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

しかし、現行の税理士法第1条における「独立した公正な立場において」との規定は、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。よって、税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを、誰がみても明らかになるように明確に表現すべきである。

なお、現在の政権は、納税者主権の確立を目指すことを基本的考え方とした税制の改正を進めている。今後は、その考え方を基本として、納税者の権利を明確にするための「納税者権利憲章（仮称）」の制定や国税不服審判所の改革など、納税者の権利利益の保護を図る改正が予定されている。

そもそも税理士制度は国民のためにある以上、税理士法改正に当っては「真に国民のための税理士制度の確立」という理念がその根底に流れていなければならない、これが基本的考え方とされなければならない。

従って、税制・税務行政が国家（税務官公署）の立場ではなく、国民（納税者）の立場に立って、抜本的・具体的に改革が進められている状況において、今こそ納税者に立脚する税理士としての立場を税理士法上に堂々と明記すべきである。

2. 「タタキ台」に係る意見

(1) 対象項目 1(1)「電子申告等の送信業務」

【意見】

- ・ 電子申告等の電磁的記録の送信業務を「税務代理」に含めて税理士の独占業務とすることには無理があり、あえて税理士業務に含めるとするならば、「税務書類の作成」に含まれる業務と解釈すべきである。

【理由】

確かに電子申告におけるデータ作成と送信は、連続して行う業務で通常切り離すことはなく、データ作成者以外の者が業務として単に送信のみを行うことは考え難い。そうすると、データ作成と送信は一体となる業務であることから、送信業務は税務書類の作成と密接不可分の限りなく税理士業務に近い業務であることは間違いない。

一方、現行法の解釈としては「納税者が作成した申告データを単に送信するだけの業務であれば税理士業務に当たらないと考えられる」とされており、これが国税庁の見解となっている。

その見解に基づくならば、例えば納税者自身にソフトウェア上で申告データを作成させて、それをデータとして受け取り、電子により提出代行する形式の業務を、税理士業務を行うことのできない民間企業等が税理士法上の規制を受けずに行うことも想定されよう。

しかし、これだけ情報技術が発達した世の中において、単なるデータ送信を税理士の独占業務である「税務代理」に含めるのは、「送信業務は税務官公署への申告書等の提出行為であり、法第2条第1項第1号の税務代理における代行に含められる」という解釈も成り立たないことはないが、業務独占の幅を殊更に拡大していると認識され、国民の納得を得るには少し無理がある。

従って、あえて税理士業務に含めると解釈するならば、税務書類のデータ作成さえ行っ
てしまえば簡単なクリック操作のみで送信が完了する電子申告の実態から、事実上は税務書類の作成と一体渾然とした業務であり、税理士の独占業務であるとする解釈を周知することにより解決を図るべきである。

(2) 対象項目 1(2)「補助税理士制度のあり方」

【意見】

- ・ 法第2条第3項に規定する者を、現行の概念である「補助税理士」に限定しない解釈をとることに賛成する。
- ・ ただし、「補助税理士」という登録区分は廃止し、税理士であれば誰でも「他人の求めに応じ」業務ができるようにすべきである。

【理由】

前回の法改正において法第2条第3項が創設されたことにより、税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者として税理士の業務に従事することが法的に明確となった。

しかし、前回の法改正時に補助税理士制度を設けた当初の目的は、他の税理士事務所に勤務する税理士が自らの名において税理士業務を行うことができる旨を明確にすることとともに、税理士同士の協働化の推進を図ることにあつたはずであるが、結果として同制度は勤務税理士の業務形態に制限のある制度として整理された。それにより、本来は資格者として同等であらねばならない立場が、「補助」という名称が付されることにより、あたかも資格内で上下関係があるかのような連想をさせ、さらに開業税理士と会費は同じであるのにも関わらず、自己の事務所が持てない、税務支援の従事報酬が得られない、顧客が持てない、税理士協同組合に加入することができないなど、差別的な取り扱いを受ける結果となってしまった。また、「他人の求めに応じ」「税理士の業務」を行う税理士制度の根本概念である代理人制度の観点からも歪なものとなってしまった。これは通達2-7により、法第2条第3項の補助者業務を行う者が、規則第8条第2号口に規定する「補助税理士」に限定されているところにすべての問題がある。

そもそも法第2条第3項は、「税理士が他の税理士又は税理士法人（省略）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。」と規定するのみであり、補助者業務を行う者を「常時同項に規定する業務に従事する者」と限定することは、明らかに行き過ぎた解釈である。従って、法第2条第3項は存置するが、通達2-7を削除し法解釈を改め、規則第8条第2号口に規定する「補助税理士」という登録区分を廃止し、税理士であれば誰でも「他人の求めに応じ」業務ができるような制度として関連規定を整備すべきである。

なお、勤務する税理士に関する業務については税理士法で制限するのではなく、雇用主との雇用関係で整備するとともに、勤務する税理士の事務所登録は原則として勤務先とすべきであるが、同時に業務の本拠地を何処に置くかの選択の余地を雇用される税理士に残すべきである。また、依頼者保護の観点からは法第2条第3項による業務であることを依頼者に明示することも必要であろう。

(3)対象項目 1(3)「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し」

【意見】

- ・ 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定を、削除することに賛成する。

【理由】

現行では、国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除き、全ての報酬のある公職に就いた場合は税理士業務を行ってはならないとされている。

これは、税理士業務の重要性を鑑みて、国民の安全性を確保するために設けられた制度であり、名義貸し行為等を防止する役割もあったものと思われる。

しかし、税理士が公共活動に積極的に進出し、その職能を生かして社会に貢献することも社会的要請であり、その要請に応える際に当該規定が障害となるならば見直しを図る必要性がある。

ただし、地方公共団体の首長が税理士を兼ねた場合は、一方では課税する立場となり、住民から税理士としての独立性に疑問を持たれかねないので、その就任後は税理士業務を自主的に停止することを該当者に求めることなども検討されなければならない。

また、常勤の報酬のある公職と税理士業務を兼業することは、現実的には困難であり、名義貸し行為等を誘発しかねないので、税理士会への公職就任の届出を制度として周知徹底させる必要がある。

(4) 対象項目 2(1)「税理士の資格」

【意見】

- ・ 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすることに賛成する。
また原則として試験科目の免除も認めるべきではない。例外的に弁護士・公認会計士に対して一部科目を免除する場合も、合理性、妥当性のある科目に限定して設けるべきである。
- ・ 弁護士・公認会計士に対して、経過措置として特別研修の受講義務制度を創設することに反対する。
- ・ 税務官公署等行政実務経験者については、指定研修による会計科目の免除、実務期間による税法科目免除をともに廃止すべきである。

【理由】

「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として行われる税理士試験の合格者のみに対して、税理士資格を付与することは当然のことである。よって資格取得制度の確立が必要であるので、弁護士及び公認会計士に税理士資格を付与する法第3条第1項第3号及び第4号の廃止には賛成である。

しかし、経過措置として特別研修を受講することにより税理士試験を経由せずに資格を付与するような制度を創設することは容認できない。たとえ経過措置としていても、特別研修を受講することにより税理士としての資質を認めることになり、自動資格付与の議論に終止符を打ち、実質的には恒久的な制度となるおそれがある。これでは新たな指定研修制度として税務官公署等行政実務経験者に対する実質試験免除制度の二の舞になりかねない。

なお、原則として試験科目の免除も認めるべきではない。しかし、科目免除することについて一定の合理性があると考えられるものがあるのも事実である。科目免除を設ける場合は、合理性、妥当性のある科目を厳格に抽出し最小限にする必要がある。

隣接職種の資格者等に対する科目免除

弁護士は法律一般について高度な学識を有しているが、会計学に関する学識及び応用能力の検証はなされていない。よって税法に属する科目を免除することに合理性があることは認められるが、会計学に属する科目については合格する必要がある、1科目と限定する必要はない。

公認会計士は会計学に属する科目については免除することに合理性があると認められる。しかし、公認会計士試験において「租税法」は必須科目であるが、税理士として必要な学識及び応用能力の検証という観点からは不十分であるので、税法に属する科目については合格する必要がある、1科目と限定する必要はない。

税務官公署等行政実務経験者

税務官公署等行政実務経験者について税法免除を与える必要はないと考える。しいて言えば法第8条第1項第4号及び第6号については合理性が認められなくもないが、同条第5号、第7号、第8号、第9号については合理性が認められない。

特に同条第10号の指定研修終了による会計科目免除については、公平性・透明性の観点から著しく不合理であり、「一層の充実及び透明性の促進を図る」のではなく廃止すべきである。

修士学位取得者

修士については現行法のもとでも最低2科目合格しなければならないが、大学院での専攻分野における修士号により、税理士となるに必要な学識及び応用能力の検証がなされたとは言えないので、5科目合格とすべきである。

また、専門職大学院も登場してきており、司法試験等の不合格者にまで免除を与えることになり、隣接職種の科目免除との整合性からも免除を与えるべきではない。

(5) 対象項目 2(2)「実務修習制度の創設」

【意見】

- ・ 実務修習制度の創設については基本的に賛成する。しかし、実務経験2年の代替となるような内容及び期間であることが条件である。

【理由】

独立するにあたって、2年間の実務経験の内容や証明でしばしばトラブルが起きている実情があるので、税理士としての資質の検証がなされた全ての試験合格者が税理士として活躍できるように、実務修習制度のような制度があっても良いと考える。

しかし、2年間の実務経験で得られる実務能力は、研修で得られる単なる知識以上のものであることも事実である。複雑でない事案の申告書の作成、税法の手続規定事務ができる程度の実務修習制度が、実務経験の代替となり得るのか疑問である。単に利便性を追求するためだけの実務修習制度を設けることは、税理士の資質の低下を招くものであり、信頼性の確保という趣旨に反するものである。

よって実務修習制度を創設する場合には、例えば修習期間が1年間とされている司法試験合格者に対する司法修習制度や、原則として修業年限が3年間とされている公認会計士試験合格者に対する実務補習制度等の内容や期間を参考として、高度なレベルにおいて実施されることが絶対条件となる。

なお、実務経験の内容についても、税理士の職務の重要性に鑑み、実務経験を認定する基準を厳格に規定すべきであるため、現行法第3条の「租税に関する事務又は会計に関する事務」という文言は、「租税に関する事務及び会計に関する事務」と改正すべきである。

(6) 対象項目 2(3)「受験資格要件の廃止」

【意見】

- ・ 単なる受験者の数の確保や、規制緩和、公認会計士試験制度との比較の観点からの安易な受験資格要件廃止に反対する。
- ・ しかし、要件については緩和した上で一貫性を持たせるべきである。

【理由】

税理士試験において、国家資格である税理士資格を付与するのに相応しい資質の検証が完全に行い得るのならば、現行の学識、資格、職歴による受験資格要件を廃止しても差し支えないであろう。しかし、現行の試験制度は税理士として必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としているが、その業務における高度な専門性から、あくまでも税法、会計に関する専門的、技術的な試験制度となっている。よって、税理士となるべき資格者として一定以上の資質を担保するためには、ある程度の学識や職歴等に基づく受験資格要件を課す必要性は認められる。

また、国民が税理士制度に求める要請は、申告納税制度のもと納税義務の適正な実現に際し、租税法令に定める課税要件を適切に判断し、納税者の権利を擁護する代理人としての存在であり、その業務は国民の権利、義務に直接関連がある。受験資格要件を完全に撤廃すると、国民の税理士制度に対する信頼感や安心感を低下させるおそれがある。

さらに、規制改革の要請を受けて受験資格要件を撤廃した公認会計士試験に関しては、現在、「公認会計士制度に関する懇談会（金融庁）」において試験制度の見直しが議論されており、国際会計士連盟による「国際教育基準」の要求から、受験資格要件を再び設けることを検討しているようである。このような公認会計士試験制度改革の失敗の轍を踏んではならず、税理士試験においても安易な受験資格要件の撤廃は危険であり、慎重に判断する必要がある。

ただし、資格制度はその取得において機会が公平なものとされなければならず、明確で合理的な理由のない受験資格要件を設けることは許されない。また、税理士を志す者に対して、できる限り広く門戸を開くことも税理士業界の発展には必要であろう。従って、現行法第5条第1項各号の資格要件は不必要に厳しい内容もあるので、学識や資格の内容、職歴の内容や期間等につき受験資格要件を緩和し、その上で、要件を満たす内容に一貫性を持たせるような改正をする必要がある。

(7) 対象項目 2(4)「試験科目の整理」

【意見】

- ・ 現行の試験科目でも問題はないが、さらに質的向上につながるのであれば見直しに賛成する。

【理由】

質的向上を目指すのであれば、国税4法(所得税、法人税、相続税、消費税)は当然に必須科目とすべきである。この場合、他の必須科目(会計科目)や選択科目が存在すると必然的に科目数は増えることになるが、受験生の負担を考慮して現行の5科目にこだわる必要はなく、必要であれば科目数も増やすべきである。会計科目については、質の維持が出来るのであれば、1科目に統合することも考えられるが、利便性を優先しての統合となってはならない。

また、税理士は単なる税務会計の専門家ではなく、会計学、経営学等に精通した税金問題の法律専門家である。よって、現行の税法科目以外に、憲法、民法、国税通則法等の法律科目を追加することも必要であると考ええる。

単に受験生の利便性という観点からの見直しではなく、納税者の保護という観点から税理士の資質の向上につながるような試験科目の見直しであれば賛成である。

(8) 対象項目 3(1)「研修受講の義務化」

【意見】

- ・ 現段階では、研修の受講を法定義務化することに反対する。
- ・ まずは研修制度の利便性・拡充を図り、現行制度下において研修受講率の向上を図ることが先決である。

【理由】

税理士に求められる専門性は、複雑化・高度化しており、知識の陳腐化も著しい現状において、当然に自己研鑽により、日々最新の知識を習得しなければ、税務の専門家としての責務を果たせず、納税者に損害を与えることとなる。現実問題として自己研鑽なくして、税理士業務を行うことは不可能であり、ほとんどの者が何らかの形でやっているであろう。

しかし、現状の受講目標達成率は、例えば近畿税理士会のデータによると3割前後と低いものとなっている。その一因は、現行の制度では集合研修等に限定されていることにより、実際各自が自己研鑽に充てている時間は、年間36時間程度など優に超すものと推察される。

よって、現行の制度で最も問題なのは、集合研修に限定されているところにある。通常、集合研修が行われている時間帯は、税理士業務を行う上で中心となる時間帯であり、この時間帯に研修受講を優先することは、業務執行上支障をきたしてしまう。確かに研修も税理士業務を行う上で重要ではあるが、それがために業務に支障をきたしては本末転倒である。また、補助税理士にとって業務時間内に事務所を抜けて参加しなければならない集合研修制度は、開業税理士以上に受講は困難であろう。

そこで、まず改善すべき点は、研修制度の利便性を向上させることである。本タタキ台でも示されているが、研修の対象を集合研修中心からDVDやWEB上での受講、読書レポート、執筆等対象範囲を広げる必要がある。これによって、現状の問題点である時間・場所といった物理的な制約が解消され、研修受講率向上につながる事が想定される。

なお、公認会計士等においては研修を法定義務化されている点から、税理士においても法定義務化し、制度上の担保を図ることには一定の合理性があるが、性急な法制化による研修の強制は、自発的な自己研鑽の意識を低下させ、受動的なものとしかねない。その結果、研修受講の目的が本来の「資質の維持・向上」ではなく、単なる「受講率の達成」にすり替わってしまい、資質の維持・向上に繋がらないおそれがある。現状においても「受講カードのみを通して途中退席を行う」、あるいは「居眠り」等の実態も数多く見受けられている。

結論としては、研修の法定義務化を急ぐのではなく、より一層の研修制度の利便性・拡充を図り、個々の税理士の自発性を高め、現行制度下において研修受講率の向上を図ることが先決であると考えられる。

(9) 対象項目 3(2)「税務支援のうち税務援助への従事義務」

【意見】

- ・ 税務援助への従事を法定義務化することに反対する。

【理由】

税務支援のうち税務援助への従事義務を法定化させることについては、合理性を見出せず反対である。

第一に、現状の税務支援においては大部分が税務指導対象者であり、税務援助対象者はごく僅かである。よって、税務援助部分は現状下において十分達成されており、あえて「税務援助」に限定して従事義務化を図る必要性が全く見当たらない。

第二に、現状、従事違反者に対しての実質的な罰則の適用が困難であるという問題点はあるが、現行制度においてもほとんどの者は真面目に従事しており、一部の違反者のためにわざわざ法定義務化する必要性はない。

第三に、仮に従事義務を法定化し、従事義務違反者に対して罰則等を適用する場合、地域によっては現状の税務支援の割り当てが全員にされていない場合もあり、従事義務違反者の選定等について、どのように合理的な根拠を持つ制度としていくのかが不明である。

第四に、そもそも税務援助は、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」を制度として実施すべく行われたものであり、その根底には職業専門家としての公共への奉仕という崇高な理念をもって、自発的に税理士の社会公共的使命として行うところに意義があり、法律で義務化すべき性質のものではない。

第五に、現行の税務支援は、「独自事業」「受託事業」「協議派遣事業」の3区分に分類されているが、このうち「受託事業」に関しては、課税庁からのアウトソーシングによるものであり、法制化することによって、税理士に課税庁の下請け機関としての役割を強制するものとなり、かえって納税者側に立つべき税理士の信頼性を低下させることが危惧される。また、「受託事業」には「税務援助」部分と「税務指導」部分が混在しており、「受託事業」の中から「税務援助」部分を抽出することは現状のままでは不可能である（可能なのは、商工会議所等と行う「協議派遣事業」のみである）。

第六に、将来的な年末調整廃止に伴う国民総申告制を考慮したとしても、それは税務指導の範疇であり、仮に税務援助を義務化したとしても対応できない。

以上により、税務援助への従事義務を法定化させる合理性は見出せない。現行制度においても「社会的責務としての税務援助」としての税務支援は十分達成されている。

(10) 対象項目 3(3)「税理士証票の更新義務」

【意見】

- ・ 税理士証票の更新義務自体には特に異論はないが、更新要件として、研修の受講、税務援助への従事を付すことについては反対する。

【理由】

税理士証票は、現行では特に変更がなければ登録時に発行されたきりであるため、写真も登録時当初のものであり、本人確認のために定期的に更新すること自体についてはさして異論はない。

ただし、更新の要件としてタタキ台が掲げている「研修の受講」、「税務援助への従事」を付すことについては問題がある。

第一に、証票の更新がされなかった場合の不利益が不明であり、更新要件を設けることの実効性に疑問が生じる。

第二に、「研修の受講」など、税理士としての資質の維持の観点から更新要件を設けて制度担保するというのならば、「登録の更新」とし、その時に合わせて「証票も更新」とすべきものである。単なる証票の更新に対してこのような要件を設けることの意義が不明である。

第三に、「税務援助への従事義務」を更新要件とすることについては、「税務援助自体が、現状でも充分達成されていること」「現状の税務支援の割り当てが全員されていないこと」「将来的な年末調整の廃止に伴う国民総申告制を考慮したとしても、税務指導の範疇であり、義務化しても対応できないこと」「税理士会が税務行政の下請け機関の役目を担うおそれがあること」等から、そもそも更新の要件とすべきものではない。

よって、税理士証票の更新義務自体には特に異論はないが、更新要件として、研修の受講、税務援助への従事を付すことについては反対する。

(11) 対象項目 3(4)「税理士職業賠償責任保険への加入義務」

【意見】

- ・ 税理士職業賠償責任保険への加入を法により義務化することに反対する。

【理由】

業務上発生するリスクについては、個々の税理士が独立した職業専門家として、自己研鑽によりその軽減を図り、それでも発生したリスクについては自己責任により解決するのが本来の姿であり、法により保険加入を強制することによって解決すべき性格のものではない。

また、保険制度の本質から、この加入義務化の導入は、納税者を保護するというよりは、税理士の経営の安定化が主目的であると社会から認知され、決して社会的信頼性の向上に寄与するものとは思われない。

現行の任意加入の保険制度であっても、開業税理士で実際に税理士業務を行っている者の約7割、税理士法人の8割弱が既に加入している現状から鑑みると、あえて改正すべき理由も見当たらないので、税理士職業賠償責任保険の加入を法により義務化することに反対する。

(12) 対象項目 4(1)「財務大臣の総会決議取消権の廃止」

【意見】

- ・ 財務大臣による税理士会又は日本税理士会連合会の総会決議の取消権を廃止することに賛成する。

【理由】

税理士は、租税に関して納税者の権利を擁護すべき使命と、納税者の代理人として納税義務の適正な実現を図るべき責務を有する。

よって、税理士が「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において（法第1条）」その職務を遂行するには、自由職業専門家の団体である税理士会は、自主性・独立性を保有し、税務官公署とは常に対等の立場にあらなければならない。

しかし、現行法において、本来は行政庁と対等の立場にあらねばならない税理士会が国家の監督下に置かれているような規定が存置していることは、上記の使命や責務を達成すべき税理士制度の本質を歪め、国民に対してあたかも行政庁の下部機関・協力機関と認知されてしまうおそれがある。そして、こうした現状は、本来は自ら維持すべきであり、維持が可能なはずの税理士会の自治機能を必要以上に制限してしまう結果となる。

また、そもそも法令に規定された納税義務の実現を図る税理士を構成員として組織し、特別法上に規定された公法人である税理士会の役員が、法令や会則に違反した決議や、公益を害する決議をする可能性は限りなく低く、実際にこの規定が運用されるケースは考え難い。

従って、財務大臣による税理士会又は日本税理士会連合会の総会決議の取消権を廃止するとともに、税理士会の自主性と自立性を尊重し、その他の監督権限も必要最小限とするべく改正が検討されなければならない。

また、税理士の法的地位を確実にするためには、税理士に対する懲戒権は課税当局（財務大臣）が保有すべきではなく、将来的に税理士会自身の専管とされるべきであろう。

(13) 対象項目 4(2)「通知弁護士等の公示等」

【意見】

- ・ 本来は、弁護士法第3条第2項の規定から「税理士の事務」を削除することを求めるべきである。
- ・ しかし、他の資格業法の改正項目であり、その実現に相当の期間を要するならば、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度につき賛成する。
- ・ なお、法第51条に規定する「随時、税理士業務を行うことができる」という文言の解釈については明確にすべきである。

【理由】

昭和26年税理士法制定時の原案では、弁護士法第3条第2項の規定から「税務代理士の事務」を削除し、弁護士が税理士業務を行う際には、税理士名簿に登録を受けなければならないとされていた。それが、その後の衆議院大蔵委員会での議員修正により、結局は税理士登録を不要とする通知弁護士制度が設けられ、現在においても弁護士の既得権として継続しているのが経緯である。しかし、法制定当時と比較して、現在は経済社会の多様化・複雑化が進み、それと共に税理士の専門分野である税法や会計も高度化・専門化し、専門家に対して国民の求めるレベルも非常に高いものとなっている。

従って、このような状況において、法第2条に掲げる税理士の業務が、弁護士法第3条第1項に規定する「一般の法律事務」に該当するものと解釈することには無理があり、他の資格業法ではあるが改正を求めるべきである。

また、そもそも弁護士に対して、国民は税理士業務の遂行を求めおらず、弁護士自身も税理士業務の遂行を求めている。それは、税理士登録をしている弁護士の数が弁護士全体の中でわずか2%弱と少数であることから間接的に証明されている。そして、実際に税理士登録している弁護士の税理士登録の理由の多くが、税理士業務を行うためというよりは税理士国民健康保険の加入にあることは周知の事実であり、このことから、弁護士が当然に税理士業務をできるという現行の弁護士法の規定に客観的合理性は見出せない。

しかし、他の資格業法の改正項目であり、現実的にはその実現に相当の期間を要するものとも考えられるため、国民の安全性の確保という観点から、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度や日税連への通知制度を設けることに賛成する。

なお、法第51条に規定する「随時、税理士業務を行うことができる」という文言の解釈については、確定的な解釈が存在しないため、例えば個別事案についてはその事案ごと、継続事案については期間を1年以内に区切るものとするなどその解釈を明確にし、反復継続して税理士業務を行う場合には税理士登録が必要となる旨の周知徹底を図るべきである。

(14) 対象項目 (1) 「財務書類の作成等」

【意見】

- ・ 法第2条第2項中「税理士業務に付随して」の文言は削るべきではない。

【理由】

確かに、税理士は、会計に精通した専門家として公認会計士と共に広く社会に認知されており、特に会社法における「会計参与」の資格者として公認会計士（監査法人）と並び税理士（税理士法人）が規定されていることは、税理士が税務のみならず会計にも精通した専門家としての証明である。

しかし、税理士がその本来の使命や職責を果たすために行う会計の領域は、税務代理及び税務書類の作成に欠かすことの出来ない、法人税や所得税等の課税標準及び税額を算定する際に当然必要とされる会計であり、その範囲において伴われる会計業務については専門家責任を問われるが、それを超越した、例えば公益法人会計やIFRS（国際会計基準）などをベースとした会計業務については、専門外とまでは言えないが、専門家責任を負うまでには至らない領域外の業務であろう。

これに対し、公認会計士はその使命条項（公認会計士法第1条）において「監査及び会計の専門家」と規定しており、この使命に基づく業務として、同法第2条第1項においては財務書類の監査又は証明（独占業務）を、第2項においてはいわゆる会計業務（名称独占業務）をその業務範囲と規定し、監査と並び会計の専門家であることを明示している。その使命がある故に、公認会計士は会計全般に対して精通しなければならず、また、会計業務全般に及んで専門家責任を問われるであろう。

従って、会計に関して同様に専門性を有している2つの資格ではあるが、税理士と公認会計士では会計に関して専門家責任を負うべき範囲が異なり、単純に削除することは危険である。税理士とは使命やそれに基づく業務の領域が異なる公認会計士との違いを明確にするとともに、税理士が行う本来業務の一環としての会計業務の範囲を明示し、その重要性を法文上確認するためにも現行の文言は存置すべきである。これにより、税理士は会計に精通した税務の専門家としての地位を確保することができるのである。

なお、会計参与に就任する税理士は、税理士業務に付随して会計業務を行うわけではなく、会社法第374条に基づく会社法での「本来業務」として業務を行うのであり、現行のままでも特に不都合はなく、「会計業務に付随して」の文言があるからといって、税理士が自ら行える業務範囲を制限されるものではない。

また、税理士業務に付随して行う「その他財務に関する事務」としての社会保険労務士業務など、この規定があるからこそ行うことのできる業務もあり、逆にこの文言を削除することは税理士の業務範囲を狭めることにもなりかねない。

(15) 対象項目 (2) 「法第 30 条に基づく書面添付制度・意見聴取制度」

【意見】

- ・ 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を徹底し、税理士法上の代理権に関する規定の整備をすることには賛成するが、それとともに、国税通則法等に税務調査手続きの明文化を図り税理士の代理権と関連させる必要がある。
- ・ 法第 33 条第 1 項に関しては、税務代理権限証書を提出している納税申告書等については本人の署名押印義務を廃止し、税理士の署名押印のみで納税申告書等の法的効力を有するものと改正するとともに関連規定を整備し、法第 33 条第 4 項は削除する。
- ・ 法第 34 条に関しては、税務代理権限証書を提出している税理士に対して、調査の種類を問わず 14 日前までに事前の通知を行うものと改正する。
- ・ 法第 35 条第 1 項及び第 2 項に関しては、添付書面の添付を要件とせず、税務代理権限証書を提出している税理士に対して、意見を述べる機会を与えるものと改正する。
- ・ 法第 35 条第 4 項は削除する。

【理由】

税理士の代理権限の拡充・強化を図るためには、まずはその代理権を明示する税務代理権限証書の提出を徹底させる必要性は認められる。

しかし、現行法における税務代理権限は代理人制度としては希薄であり、納税者の権利擁護を図るべき税理士の法的地位は残念ながら低いと言わざるを得ない状況であり、一層の代理権限の拡充・強化を図る必要がある。

そこで、署名押印の義務に関しては、既に電子申告については税理士の署名のみによる代理送信が可能となっていることもあり、税務代理権限証書の提出がある以上、納税者の代理人たる税理士の署名押印のみで法的効力を有するものと制度設計すべきである。

また、調査の通知に関して、現行法は税理士に対して限定的な通知義務となっており、納税者の代理人としての法的地位が尊重されていない。税務調査における立会いは、納税者から代理人として税理士の職能を最も期待されている業務であり、税務調査に関する税理士の法定地位を確立すべく調査の種類を問わず事前通知がなされるべきである。

さらに、意見の聴取に関しては、事前聴取の内容が調査等の手続きの際に効果を及ぼさないとされていることにより、その実務上における利用率は低いものとなっている。よって、まずは税理士の代理人としての地位を尊重した意見聴取制度に設計したうえで利用率の向上を図り、法第 33 条の 2 の書面添付制度については、税務代理権限を補完する制度として制度設計を再構築していくべきである。

なお、税理士法上の代理権限規定の整備も重要な課題ではあるが、それとともに、税理士が代理権を行使する納税者の権利に関して、国税通則法等に税務調査手続きの明文化を図り、税理士法上の代理権と関連させる必要がある。

3. その他の意見

補佐人制度に係る意見

【意見】

- ・ 法第2条の2を「(略)当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる」と改正すべきである。

【理由】

税理士制度の本質は、納税者の代理人制度であり、納税者の租税法上の権益を擁護することを使命とする。そして、その使命を達成すべく、前回の法改正において法第2条の2が創設されたが、当該条文において「弁護士である訴訟代理人とともに」という条件が付されていることにより、納税者が本人訴訟を提起した場合には、税理士は単独で補佐人となることができないという制限的な制度となっている。

しかし、納税者の権利擁護を図るうえでは、本人訴訟においてこそ税理士の職能を納税者のために捧げる必要性がある。例えば、資金が乏しく弁護士に委嘱ができない納税者が、課税庁の処分に対し異議を唱え、本人訴訟においてその解決を図ろうとする場面などにおいて、税理士が補佐人となることができれば、より税理士制度に対する国民の信頼も高まるであろう。

よって、本人訴訟においても税理士が補佐人となることができるよう、法第2条の2を弁理士法第5条第1項に倣い、「当事者又は訴訟代理人とともに」と改正すべきである。

また、訴訟の現場においては書面で陳述が行われるのが一般的であるので、補佐人としての税理士が法廷でその能力を発揮できるのはむしろ尋問の場面である。納税者の権利を護る税理士の立場の拡充を図るべく、現行の陳述に加えて「陳述又は尋問をすることができる」と改正し、尋問ができることを明文化すべきである。

なお、あるべき税理士の法的地位に鑑み、将来税理士は訴訟手続等についての能力の向上を図りながら、課税処分等の取消訴訟等については単独で訴訟代理権を持つべきであろう。